

別表第2の1 第一種圧力容器の開放検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 本体の検査	1.1から1.4までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、水圧等による漏れ試験及び保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1 本体の割れ及び漏れ	(1) 本体内外部等について、割れの有無及び割れの存在が疑われる場合の漏れの状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2) 割れの存在が疑われる場合は、必要に応じて非破壊検査により確認する。	耐圧部分に割れがなく、圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第1編第2章及び第44条の規定に適合していること。
1.2 本体の腐食及び摩耗	(1) 本体内外部等について、腐食、摩耗、グルーピング等の状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2) 腐食等による著しい減肉が見られる場合は、超音波厚さ計等により厚さを確認する。	構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
1.3 本体のラミネーション、プリスター及びはがれ	第一種圧力容器の高温となる部分について、ラミネーション、プリスター及びはがれの状態を目視等により確認する。	構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
1.4 本体及びふた板の変形	本体及びふた板に変形がないことを目視等により確認する。	構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
2 附属品	2.1から2.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。各検査において、附属品の分解整備が適切に行われているか確認するとともに、安全弁等の附属品について、機能の異常につながる損傷、損耗及び劣化がないことを目視等により確認する。	
2.1 安全弁その他の安全装置	安全弁等について、損耗、腐食その他の異常の有無及び調整の適否等を目視等により確認する。	構造規格第64条から第66条まで並びにボイラー則第65条第1項第1号及び同条第2項の規定に適合していること。

	2.2 ふたの急速開閉装置	ふた板の締付け用クラッチ又は放射アームの損傷及び変形等ふたの急速開閉装置の機能の不良につながる部品等の損傷等の有無を目視により確認する。	ふた板の締付け用クラッチ又は放射アームの損傷及び変形等をはじめ部品等の損傷等がなく、構造規格第 67 条の規定に適合していること。
	2.3 圧力計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第 68 条及び第 69 条並びにボイラー則第 65 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に適合していること。
3	その他	第一種圧力容器が適切に設置されていることを目視等により確認する。	ボイラー則第 61 条第 2 項の規定に適合していること。
備考	<p>(1) 構造規格第 70 条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。</p> <p>(2) 開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。</p>		